



現在のページ [トップページ](#) [くらし・手続き](#) [人権](#) パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定について

パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定について

更新日：2022年6月28日

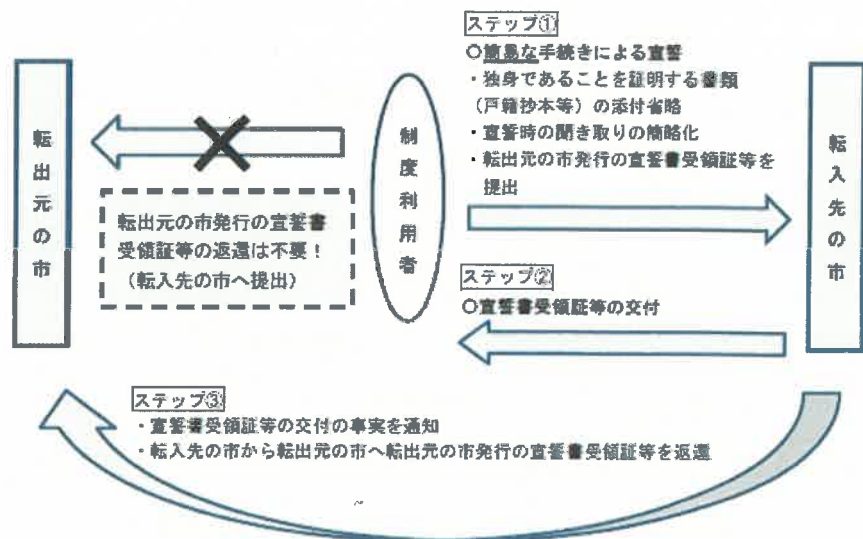
パートナーシップ宣誓制度に係る東三河5市の自治体間連携に関する協定

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市及び田原市は、パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定を締結しました。
[豊川市パートナーシップ宣誓制度について\(新規ウィンドウが開きます\)](#)

- 1 協定名 パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定
- 2 協定による手続きの開始日 令和4年7月1日



締結式の様子



連携による手続きのイメージ図

3 主な連携事項

制度利用者が東三河5市間で転入した際、宣誓手続きが簡素化されます。連携による手続きのイメージは上図のとおりです。

- ・転入先の市への宣誓手続きにおける一部添付書類の省略
- ・転出元の市への手続きが不要

4 その他

この協定による宣誓手続きの簡素化は、制度利用者が転入先の市の宣誓制度に該当する場合に対象とします。

お問い合わせ

市民部 人権交通防犯課

所在地：442-8601

豊川市諏訪1丁目1番地

電話：0533-89-2149 ファックス：0533-89-2125

[このページの作成担当にメールを送る](#)

Copyright © Toyokawa City. All Rights Reserved.



AIチャットボットに
質問するだリン☆

いつでも・どこでもお問合せに対応します